

社会福祉 社会保障 は、いま ②③

生活保護の判決

2月22日、大阪地裁で生活保護基準の引き下げが違法だという判決がありました。人々の関心がコロナ禍に向けられている時期ですが、重要な判決ですので取り上げてみました。

生活保護は社会的にどういう性格を持った制度でしょうか。利用することが「恥ずかしい」とか、「自分には関係ない」と思っておられる方はいませんか。生活保護は憲法第25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」仕組みであり、国の公式な「貧困ライン」を定める制度なのです。

雇用や住居、医療等の必要に対応する最後の「社会的セーフティネット」(安全網)の役割を果たすのが生活保護制度です。生活保護基準は「貧困ライン」の役割を果たすため、最低賃金は保

護基準を上回る必要があります。低所得世帯の就学援助、住民税の非課税限度額等、多くの仕組みが生活保護基準に連動しています。

それぞれの制度が生活保護基準を上回る必要があるわけですから、国民の生活を下支えする制度として機能しています。つまり、社会保障の基礎であり、土台になっているのが生活保護だといえるわけです。したがって、公平で安全な使いやすい仕組みでなければいけません。しかし、生活保護を受けている人々は、本来利用できる方々の約20数%にとどまっているという推計が出ています。その理由は、受給に多くのハードルや壁があるからです。

今回の判決では何が違法として問題になったのでしょうか。国が2013年〜2015年度に実施した保護基準の引き下げに、裁量権の逸脱・乱用があったというもの

です。厚労省は生活保護基準を大幅に切り下げるため、2008年のリーマンショック時の特異な物価上昇を比較の起点に置いて、その後の物価下落率を算定しました。

また、厚労省は、生活保護受給世帯では支出割合が低いテレビやパソコンなどの教養娯楽用品の大幅な値下がりや、あえて物価指数に反映させています。

その結果、2008年と2011年の比較では、総務省の消費者物価指数がマイナス2・35%であるのに対し、厚労省は変化率をマイナス4・78%として積算、生活保護基準引き下げの根拠としたのです。

厚労省は生活保護専門部会の審査も得ず、消費者物価指数よりも大きく下落する計算方法を取り入れ、大幅な生活保護基準の減額を行ったということになります。正確なデータで検討してほしいものです。

大友信勝

(社会福祉法人

サンシャイン福祉振興会理事長・

聖隷クリストファー大学

大学院教授)

106歳の誕生日!



2月27日に106歳の誕生日を迎えられた丹羽雪枝さん。普段から穏やかに微笑まれています。この日はいつも以上にこやかな笑顔を見せてくださいました。

これからもお元気で、やさしい笑顔を届けてください。

文芸コーナー

・ 久々に逢いたる友は笑顔にて生きていたかと冗談を言う

・ 古里は青嶺の中に埋もれり

・ 春浅し机の上のパズルかな

・ 芽吹くもの皆ふぞろいに陽になびく

・ 春の花庭にまだかと朝の勤め

・ 春風にさそわれて一歩押車

秀子

二三夫

康子

千枝

貫一

柳子

